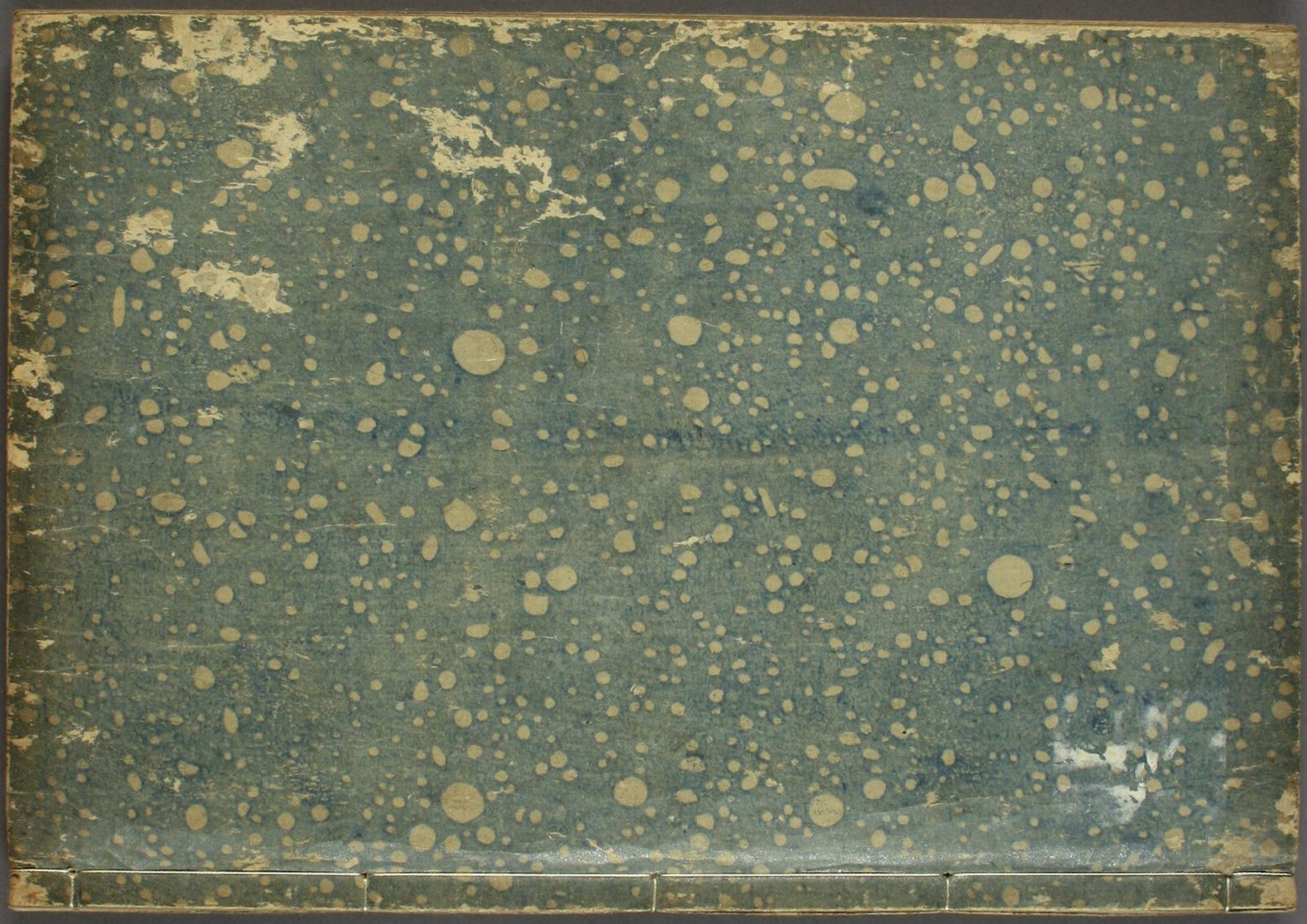

・蓑　れ源氏十四帝の御月うたの年中の年入とて

・九一歳　源氏大将の年姫見の年　教経左兵衛の三位中将

源氏大将の年の文法後見年　東宮、冷泉院

京殿姫宮の御文の年　桜中文色し

御文ゝ之年　物の御の年うゝ　之年之年

年ゝ之　之年安ゝ

蓑と懐妊年

九歳敏の后腹ゝ之　無院年

四月無院二文御懐年

大将ゝ

蓑上見ゝ之年御年東年

敏と将軍新大将御法ゝ年

異成蓑日常と変常本年

女帝と同車ゝ見ゝ蓑年

源ノ曲行ノ扇書書哥送源氏車文

蓑上頼拍性六条御息所ノ生霊

静嘉堂文庫

六条御息所月頃心地源氏君出訪給事
御文つかはす御返事
葵上生男子事
八月廿余日葵上俄卒去事　歳廿五
葬送鳥部野事
源氏ノ君着喪室服事
九月被宮入内ノ府事
六条御息所送付菊枝文事　源氏君有御返文
同月被宮入野文事
十月三位中将着姉服条源氏ノ方事
源氏打拍子花紙若君御乳母宰相君献宮ノ御方事
源氏女葵上女房中納言君ノ所ニ出仕ノ事
葵上中陰畢源氏君始テ物忌事
大殿ハ源氏御曹子見給事不行事
源氏条院中宮事
着衣文袍美濃事

還二条院改服行事
喪服三ケ月也葵上八月卒ス故十月除服ス但九十日未満除服ハ三ケ月也
ようて志ゝゝ古服を脱ぎ給ふ
源氏君与紫ノ君始テ共寝事　女房年十四

廿二歳　大将

正月一日条殿ゝ行事
条大殿献消息ハ　宮御方事　宮御方ハ葵上母宮ゝ

以哥為巻ノ名

[illegible]や人のうたを葵ゆへ詠のはつれもて行けるを
葵名源氏物語ニ源氏紅葉の賀の年と
詠ることを源氏廿一歳ニ成ル
廿二歳の正月まてのことを但むこ入り
廿歳ニ成ル年中ノ物語なりとみる
私ニ云源十九歳の四月より廿歳ニ成ル年中ノ
事ノ巻明ら
云ふて葵名ことなり源廿二巻のうち半ばを
源十九歳ノ時ノ物語なりとなるべし
四年ノ此年を花宴の四年ノ春といふて見しりつきこの八ノ
巻ノ内一巻ニ云二条太后ハ花宴ハ三月下旬ノ事
の所流を行幸八月ノ事なれ八月ノ事なり
然ニ朱雀院受禅冷泉院を立坊源氏君ノ位大将ニ成
ル云ふ卜定等多くハ此ノ巻ニ
二巻ニ云花宴ハ源氏宰相中将十九ノ時ノ事
源氏十九歳ニ成ル年ノ事

[illegible]

[illegible]

新帝ハ[illegible]十二歳ニテ[illegible]帝ノ御[illegible]

[illegible]ニテ天奏[illegible]月ノ[illegible]

[illegible]泉院ニ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

此日[illegible]大将[illegible]宰相を[illegible]

[illegible]

後二条関白師通　秋　六条御息所[illegible]

[illegible]

秋　[illegible]

[illegible]

[illegible]

秋　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秋　御所殿[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]を受領の[illegible]
泉流[illegible]
[illegible]院中文[illegible]
[illegible]門[illegible]泉流[illegible]
大将[illegible]
源此付[illegible]
[illegible]
源氏[illegible]

大将　天平神護元年止近衛府
平城天皇大同四年四月廿二日改近衛大将　大納言真楯卿
為九近衛大将　坂上田村麿為右近衛大将
参議兼大将例　従三位菅田丸卿
藤原房前　中衛大将　同豊成　中衛大将　此已下十人略

藤常行　右近衛　同伊尹　九大将
[illegible]十人　中[illegible]
[illegible]
[illegible]源[illegible]
[illegible]
[illegible]

卜定ありて斎宮に立たまふ此外秘月

斎宮の事

崇神天皇六年以天照大神託豊鍬入姫命奉於倭笠縫邑以大國魂神託渟名城入姫入条垂仁天皇九五年丙辰二月依神宮御託宣奉祝伊勢国五十鈴川上以井二皇子倭姫命入著斎宮是斎宮始也

景行天皇庚寅廿三年井二皇女奉仕天照大神

延喜神事式才五日允天皇即位者定伊勢大神宮女王仍簡内親王未嫁者卜定若無内親王依世次簡諸王女卜定

大原の内心ゆくも　六条御息所

私に御息所の思ひきこえ給ふ人の数にもあらぬ身にて

なげきに沈みぬる人の

こゝろやすめもあらん

源の内にもあらぬ人なれども此

院中にかゝる女　桐壺

私に云ふ事にあらず源の諸王にあらず御息所の

やんごとなき家にて

故父の　秋

父みこの御教訓故実を御

おぼえ

御方々

源氏本紀の

本と白地切くゝる是ハ

一ツ又斎宮

秋なを

みこれにて遠の

院中にかゝる女

私に云ふ事にあらず御息所の内にもあらぬ人なれども

又ちかきあたりにあるべき

故父の

みこの御教訓故実を御

おぼえ

御方々

源氏本紀の

本と白地切くゝる是ハ

一ツ又斎宮

秋なを

みこれにて遠の

やはり法四ツ者ども

いつふは者も　わまへつきて法華へ法乃五

なるべしとまもるまし　記事ども

心ゆるしてしりまうす　秘

かりそめなれやふ　かりそめの

そなへきりもの　せて進ぜる　奇

うろうろしくもとりて　秘　法の四ツ

ワつかんちゃも　領内

人のもの　又法つまり内訴訟

相内ゝとの法ゝ　法の四ツ六の法華乃あ

りかりもの　秘月

ものうるの四人　もこ　秘　花つかへ乃ゝ

又ゝ院ゝもきこゝ　花つかへとあるゝ

或抄内の内教刈ゝ　法の色ゝ

人まはゝもワ法ゝ　記事ども

此法華ゝ　一旦のやうゝ

よの者ゝ　きはもの道のやうゝ　それハ

あも人のゝ　法華の只ハ

ゝねゝ　秘月

やんゝ　法乃ゝ

又ゝ　秘　院ゝ

たゝ　ゝ　ゝ

あも　秘　法乃ゝ

ゝ　秘　法乃年法華ゝ

ゝ　秘月

心ゝ　法華ゝ

法へ　秘　法華ゝ

ゝ　手秘　法ノ四ツ

ゝ　法華ゝ

ゝ　秘月

ゝ　法ノ

院よりきこしめしたるこそ
ありがたけれ
秘 伊勢の御
秘 源の御
秘 清涼殿
私 院よりきこしめしたるこそ
源のおもてにいるるこそ
ちりぬるかぜ
源氏物語 一部は内侍女楼姫と文蛙
朝ぼらけ
秘 桃園
本法華
私 えりぬるこそ
秘 伊勢
秘 源氏
人ぬし
秘 六条御息所
秘 源
大殿
秘 楽上
秘 楽上
秘 清涼殿
秘 伊勢
秘 伊勢
秘 伊勢
秘 伊勢

先ハ六条河原ニ御所ヲ造リ
又ハ京ニ本宮ヲ造リ
欲ヲ[illegible]
[illegible]
此斎院ハ[illegible]
斎院ノ本
[illegible]天皇弘仁元年置斎院ヲ以皇女有智内親王
為斎王
延喜神事式云元慶天皇即位定賀茂太神斎王仍簡
内親王未嫁者卜定
蓬生卷ニ[illegible]
[illegible]
きこえ[illegible]女三宮ハ[illegible]
弘キ殿ノ[illegible]
桐壺帝ニハ皇女　内母ハ弘キ殿ノ大后
延喜式云元慶定斎王畢即卜宮城内使所為初斎院即

先臨川頭祓禊乃入又云斎王於初斎院三年畢其
年四月始将発神社先択吉日臨流祓禊云
即廻帰使留野宮
上下両社祭　又云元斎王毎年四月中
[illegible]斎王ハ卜定ヲ後[illegible]
[illegible]初斎院[illegible]
[illegible]大内中
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一、ふ侍をせん以後は左つを数ひきもらる事あれ
ども仍二度の撰ゝ為るべきなり　初度事はみなさ
もちろんにて
女ゝ二度の院宣ゝ立て
ゝ神事おこなはつて心ゝ
ゝ天皇のさゝ人ゝ　列ゝ立給ふ人ゝ
神日本之神祇ゝ神事
ゝと　神
ゝ何を
ゝて引つゝるゝ人ゝ
こけいの日ゝたゝ
延喜式ゝ二度は撰ゝ勅使ゝ
四位五位各四人ゝ　参議二人
十二人勅使ゝ
源氏大納ゝ参議二人の内ゝ
ゝ撰ゝ
ゝ海
ゝ

秋　院宣ゝ下定して二度の撰を見ハ事二ゝ撰を
見　　仍多ゝ
ゝ
秋　人ゝ
ゝ
ゝの
ゝ
ゝ
ゝ

物見車心けうとしと申利
清涼殿にて引はくらいま源氏まかれ侍まの菊
一条院のおもて　此大路大内裏の山を大路をうしろにして一條
ゆるぎなくひろさ大きなる
所々のはさしき　御桟敷
人を神ちらちらへ　出殿の役ようをうに人の本ハ分諍
ありつ物見ていの神ちさへ又物見ていれと
大殿方　秋　葵上也
はらちさへまやまし宮れい葵上ハ御ていをもしくくも
うまの物見るもいもたるいねよりて懐ゆ物見ている
わっきんくいてやれいこと
葵上ハさゆしいんくいてのあとをもちまと物
葵上ハ　ちうら無ひまさ物見てうんハあさひうんなくこと
京ちを物見方大殿方をこれ
ありうんくいい源へうまいね世間のちうへ　こうまれ物見てうんと
汁のあちこと葵乃は後すまきいハあまちあるう

御こうし
車ノたちあ
ゆるはせ
けうう

大きまきこうりて　葵祭　葵乃毎度
女房達のとおれ大宮ゆあるる
はらちをようしき　葵の御ゆら
さゆうしんくも
紙ものもあ　あるこのたくく
ちうしおをて　御車に供の人ちをまきちうし
見けゆさう　秋　俄なるあ見物乃人を長ちう車乃
たちあをのうまし
中書ゆうれあうきるくちをくりハあうきう
人乃中とこりうあくうちる本牧門ていれあ之以
はは車れあわうしいもかるう
ぎうたちうちあうね　葵の足物はは出を検挙
をゆあへねさあうう
ひまもれくわうたふ
見ハくうちうをちうれあ足車とう
ちうあくりつきて高うう

[illegible]

八車のごとく [illegible] 葵の [illegible]

[illegible] 車数あり

よき女房車あり [illegible] 雑人の [illegible]

雑人あり [illegible] 人あり [illegible]

て葵代の車 [illegible]

[illegible] 此女房車 [illegible] 門すれ

あんじ [illegible]

あんごとあるべし

細代車

[illegible] 仍

元車八唐庇板柳庇 毛車八みな板柳 [illegible]

眉半簾 細代 [illegible]

代八 [illegible] 但 [illegible] 眉八 [illegible] 濃の [illegible]

[illegible] 細代 [illegible]

八紫の車 [illegible] 女房代金用 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible] 島前の [illegible]

神 [illegible] 唐 [illegible] 衣 [illegible] 蒙 [illegible]

[illegible]

車 [illegible] 島前の [illegible] 女房 [illegible]

[illegible] 島前の [illegible] 女房 [illegible]

[illegible] 島前の [illegible]

[illegible] 島前方代人 [illegible] 葵方の人

[illegible] 葵上 [illegible] 車 [illegible]

女文 [illegible] 毎文 [illegible]

[illegible] 地下の [illegible]

[illegible] 酒の [illegible]

[illegible]

中古、伊勢物語の人々、[illegible]葵の[illegible]

人々をなげき思ひ知り

さいつころ、[illegible]伊勢物語[illegible]葵の[illegible]人々を[illegible]

いとくやさしいと[illegible]

大殿[illegible]

葵上方の人々

素直し　[illegible]

源氏[illegible]

[illegible]

父大臣の人々[illegible]源の[illegible]葵の[illegible]

人々[illegible]

[illegible]

伊勢物語[illegible]

嫁[illegible]喧嘩の[illegible]

私云[illegible]

[illegible]

[illegible]車[illegible]

人多[illegible]　清少納言枕草子云[illegible]

枕多川つきて[illegible]

お車をいづ方よりも[illegible]

[illegible]枕草子云[illegible]

[illegible]車人のひ川つ[illegible]

[illegible]

[illegible]

行 有さ女房車ども根をとりて市にかちぬ

牛 一勅　女車ども根に目をのりてもれあるこそ

秋 見物ども　うきこしさぶ

秋 牛あるこそ　秋 牛あるこそ根と見るこそ

車のこと

牛飼童とて設用

秋 称名院

かふこうとそのふ　伊勢所の四牛

物もとこと　見物とこして

こそうあんに　あまを見物の人を

こそりねに　秋 さわ　秋 法院の物詣

はきくの　伊勢の心つくの人を

んこそ　伊勢所をくを安

さの　行 ど 伊勢所行

行 ど 伊勢の　の　川の　の　ふこ

うまのこと　と思へとも

あるこそ　秋 あるこ　秋 あるこ　川の　の　ふ

秋 あるこ　秋 あるこ　秋 あるこ　秋 あるこ　秋 あるこ　秋 あるこ　秋 あるこ　秋 あるこ

手 格限川　伊勢所法安

秋 秋 秋

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

黄ケ一
宋朝通鑑
一見す
花鳥詩

[illegible]

大鏡、云一条院[illegible]日[illegible]御興[illegible]
[illegible]世界の民百性[illegible]神体のやう
額[illegible]
宋朝[illegible]司馬相如こゝ[illegible]
[illegible]通鑑[illegible]書[illegible]
花鳥に司馬相如[illegible]
司馬相如[illegible]司馬温[illegible]相如漢の代の人
公の[illegible]如[illegible]
[illegible]宋朝通鑑、曰司馬光赴闕、衛士以手加額、曰是司馬公[illegible]

[illegible]司馬公[illegible]
[illegible]書用
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

祇園社のもとにてこれをあくと　秘　源をいるかりてのまつ
紅葉賀より弘徽殿の細殿のうしろにあるこの君の
ものいうまつ

姫君は　槿姫君

うつくしきわらはなりけり
槿姫君の四年に源の二十来給ふ　姫君の
御ぐしはさらにもなかるへし　源をこそ
ちかしといひてこまやかなるおのかなりんん人
なりけるをよかりけるなりけりとこそ
なりたまひて源の御心のことなれとこそ
なりたまひ給ふ　御心なるとこそ

年記用

月きよくてはさはらぬ元但更にて歌
中宮、山槿姫君に参とのたまふ　只こそ
私、云月きよくてこそ
えもいはぬさまにてきこえ給ふ

祭の日

私、云賀茂祭は卯月中の酉日
なり　元は欽明天皇の御宇四月に吉日を
えらびたまへり　又和銅に詔ありて山城司を
検察せしめ給ふ　而是ありて山王祭は賀茂の
酉の日の祭は公家より使を立てまつる　先馬を献ず
ありしかるへきに閑白は賀茂詣も用ひ給
中の酉日の祭はひつの日を上る陣に立て六度とし
て駕回りて御作す南日の使は殿の中将はまた
者受代つかはしたまふ　葵桂を簪とす
賀茂松尾の社司まつりの日を定めたまへり　欽明
御宇より世祭とす　賀茂御祖別当二人
祇祭に已下男女以上公事根源物
私、賀茂大神は山城国を地とすとおはします　八中申
日は五穀をたまふ　中酉日は内裏より利を
奏せ給ふ　中の酉日は奏

此物語よりかゝるもしさまの
大殿ゝなる御方ゝの
うの御車の所ゝ
ゝ
葵上ゝ
源よりゝ
葵とハ見物のこと
源よりゝ
葵上ゝ
源の高ゝハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

かもとの紅葉をうつす
白き袴と黒き髪の
えの河のうへにうれたるうんらて　紫のを法華経
こころをそえるる　あまりるまで髪の長さいうれる髪法華経
いとるるきんも　紫の髪のうへ
人をうやまるはまれ　ちまりくくいも
おさけあるこん　髪のおくれ紅の手尋
ちいろは　源氏
か約をあてれは
くわうちん
源氏　そもそも手尋のきれみるかさの生れ長い我のちみん
うみをきの見えぬ海松を見る
九禅　春盤上　山菅　山橋　海松　七月石二三寸
えをおと髪のうへ　此正紀可見
紅をしの海紅さも作へ
うかの十一を髪のうへ　みなつらはまて紅

源氏君の手尋といふ
はたらへくく手尋の海
おくき海の心
みちのくに近き源氏
やくおのひる心　年月
おくきりて　紫のさ
けつをちる　源氏　光こと
　　今も堂車　おさ
　　一条
　　一条
ひまきのおくれおくに
左近馬場宮屋也　左近馬場ハ一条西院斎近馬場ハ
一条大宮
おくくに殿屋　左のうち場ハ六月の騎射の付
中央将元年也　慶長大内ハ山陰ハ
一条と東へらと法ようくく左手の殿の紅と
ケリ

源典侍

[illegible]

[illegible]

[illegible]

正法氏

○かずさ[イ]にまうでたるに、おなじゆかりやとらんとなりてあるひと
八十氏とゝいふ人の氏性の名をたづねあるに、八十に限へうす
或は百性ともいふ也、八ゝ和語数の多きを八十路、八百日もか
ゝる皆多きを八ゝ数を限る

源の一族さしもとゝきと八十氏人にあり、氏よあり
きやとゝ[ヤトヽ]ゆる物をもとめ結句のちひさいとよりあるへし
逢日とゝいふむかしあるよ蓼をかしてこれは古しあるよ蓼をかしてこれ
ちひさのまわりとかしてよりるとちひさいかこと
[九]擬付者ことむしい物の名を擬をふ形骨曲をるなりへし
後選集四変義系の日ゆとゝ[ヤトヽ]ゆる女の車よりいれてはけれ
物の人を八十氏人をもとゝ[ヤトヽ]ゆるとたのしちひさいてをと
[ヤトヽ]ゆをとゝ[ヤトヽ]ゆるけてもいつるあるとゝ人のかいてをとみをきをと
琴ノ歌ふ事あり　時ゝ

[必]源をちとゝみうとのつまのれ
[又書]○[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆをとゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆる
ちひさいとゝ人をもとゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆる

源内侍ゝ[ヤトヽ]ゆ　平日史を、ゝ[ヤトヽ]ゆ源をとゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆる
人をもとゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆる　源ゝ紫とゝ
[ヒ]栄花物語ゝ[ヤトヽ]ゆ源正文和泉式部とゝ[ヤトヽ]ゆる車ゝ[ヤトヽ]ゆ
ゝ[ヤトヽ]ゆ式部の方ゝ[ヤトヽ]ゆ紙ゝ[ヤトヽ]ゆをとゝ[ヤトヽ]ゆる
栄花ゝ[ヤトヽ]ゆるふゝ[ヤトヽ]ゆの篇をとゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆる車のゝ[ヤトヽ]ゆ
化帳の帷をとゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆる
[ウ]ゝ[ヤトヽ]ゆ大鏡ゝ[ヤトヽ]ゆ帥文和泉式部とゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆる
心やましゝ[ヤトヽ]ゆ人　源内侍ゝ[ヤトヽ]ゆ
一日のゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆる
[ツ]見ゝ[ヤトヽ]ゆ別れ人の[ヤトヽ]ゆ　源のゝ[ヤトヽ]ゆ
私ゝ[ヤトヽ]ゆ枕ゝ[ヤトヽ]ゆ　後日ゝ[ヤトヽ]ゆ
さしもゝ[ヤトヽ]ゆるとゝ[ヤトヽ]ゆ源内侍ゝ[ヤトヽ]ゆ
ゝ[ヤトヽ]ゆ車ゝ[ヤトヽ]ゆ
ゝ[ヤトヽ]ゆ
ゝ[ヤトヽ]ゆ

源内四郎少弁、おもしろくぬしと欲様うにて、
山伏新しんぶつ[illegible]心をなへて　源内殿はおもをもく人
さまにぬしをもうしあひのうまうにかうてとをうつ
うあるとも
和、云いはるるぬしさまにかうたいん源内のもけれ
人のうたる業ゆへあるとひまわし源をに
四郎源内殿への四さ[illegible]品しのうちゆへる業を
いうれる人をとおもひまとたれいまうまの
んあるをぬいうさしをもあるとをもあるさねしをまを
いうあるうねうにあるたいんをやこあるをあ
かるいうあるかうねんをいのうまるようつまれく
源をんを源内殿はいあるをんを十板のおもれをんをあるすい
今源のんを月車しはをあるうかうはるをうまを
いをあるうをとをいあるをとをを真うをすを
少書、つまれでしををんをあるをいをあるをを
をうををいんをあるをはををもをあるをを

和、云おもあるうねんをいを源内殿を西つまるれんをを人をあい
のうをいを第を源をうををはをまれてをいを源の四をうをあるをいをを
んをををををんををををを

[illegible]

日の車あらそいのすえ　源内

つきうたにおしたてまつる　源内

あらそひきこえうるん　伊勢の

[illegible]　じまて　[illegible]

みるかひもなくなひ　こよなあこい　[illegible]

なんいてすし　[illegible]

はるとあまのうけるれや

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人のうちもとくさかとうすとうはいあし
き事　辛川　おもてはかりうすかたかいの方の恨ちとい
もとさかおもしうすかのかんとはすちとう
かるかはかおもしいのみうるもと
に　大神のふいはかをとうもとかはれると
も　もいの墓のはかのもまきのあるさかとうてもの文いの林の
とかとうもとまいかるこのとうはかの墓をもの例あるねを
おかおもてはかはかはか

[illegible]

源の文の紙

葵上れ[illegible]

きいはてしり言

いつもの[illegible]

○神[illegible]

[illegible]

[illegible]

秘 紙茶のこと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

特八位後ハ西川うたてゝ　秘　むしみてう　平月
ぎぎくしうて　山島の侍　葵ノ字
六人のうしき大事　村長八六人と矢六月の人名まわ
神道の初ものまつり　葵上の
源の山ゐさしれうて葵上はたゝもゝひもわく
もれハけんさしハ山島のたゝと書
ハたゝ山ゐ判あるとあるとあるとあ

きいそ〳〵つ〳〵そ〳〵りうまある

あのまれうひうれひと葵れ帝のもてあつようるる

波のうりそさる

葵けふ夫のあるかりて波をとりもち波をとるす

見たハ　け葵のさまれば波の見たんかをこひやるる

あまりいるさあらすへハ　波きの心

心なしこあやうう　波をとるよ波者て

うくるる

なるもいとう

波の紅ゐうそあやう　こな

さうるもとをあれ　なるて波羽　これハ葵の

なんて寸あるくなの　波のんん本をれ〳〵おもひたるや

波あるしくの　波

うるすなれ　世まてを夫婦の道ハ終まれる

私ハ　世まてをとをうるよ　あるうやうあるそ

あるれ　なんを　又いるるうをハ又ををいるるる

所をれ契ハたし　やをうや

あるるをもつ　契ハ一世こいひなる

をたなしも　ハ　葵上の羽　波の羽　波の羽の夫入りりてる

波のあるれるる　をあり波るるてハ

あのるへ　ハ　波のををいるる

こををなら

かまりうこんる

ををるへ　を遠あるる　おるる波の羽の　節とをれをる

物をるへのをまり　あるる

私ハ　物をへ　ハ　波の

私ハ　此分　波　物をを　ハ　波の

まりてるる　ハ　波

あるるをるて　ハ　波

けるいきれの　ハ　波

耳ふるるけるる　ハ　波

ありるる　あのまれ　波りるるる

○天の歌

[illegible]

後の年の昔後大臣[illegible]補文の方

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

院とりつ　相壺帝[illegible]

[illegible]

三十五夜[illegible]

礼記内則篇曰国君世子生告于君接以大牢注云讀接為揲而訓為勝其義近鄭氏謂食其母使補虚強氣

やうの傳桓公六年の傳曰九月丁卯子同生以太子之

礼挙以接以大牢

[illegible]婦人産後の空虚を補

男子さんおもれい　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

私云四つのうちもとかうの中のあひだにある三四のうちにもかなしいもとしいんもまれにはかもかりぬやうに成りぬ忘れのこりたるんもあるかりのうちにさるべきかりあり

[illegible]

必 葵上に見へ久しく無言にしるとやうしみを

源氏人[illegible]

[illegible]

心ろうしあり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]　　旧裏ふたたびのおすゑ人をやらせし
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

相壺みやこ

面白

大原の里の中をもこうこうとあれば
ゆかしかるべきとて　ゆかしかるべ

院よりあるべしとのけさく
あるべしとのけさく

うまのきせも
おもてをたれつゝ　源八俊綱

いとやうのうたと
少人のやうにふるまひやうのうたと

さまくのものをとりあつめ
花月にあなのうりもの

うりかへ　茨の迦去八月十五日　森送る十日餘

つらしもれる本こそ　おわうり

森送りつゝ　ものゝあるこゝやうきぶしする面白

院よりあるこゝやうきぶしの文さゝ

相壺河門茨つゝの中文　竹鼠伝なり

ものこゝろ

翠　文選　二郎璞ヲ江賦ニ　神蛟蝹蜿蜒以沉遊注　神蛟ハ蛇也

蝹蜿ハ行皃　又日本紀ニ　豊玉姫化ヲ為ス八尋ノ大鰐

渝　逶蛇　モヨ　ヨ

過業　タヨヒアリ　鳥　けんうて　無子細

文選ノ歌　永正七ニ注ス　日本紀　日文選ノ心　永正八九注ス

私ニ云　澄明ナル　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ

翠　文選の歌

逶骨ける

森送るものこゝろ

人ひとりを

秘 人々をハタ白をいとり 寿月
琴しをとりかはす　あやしのふしの夏ものゆく
ものおもしてなるしきし
八月廿日あまりの月明れハ六のまきをさを
あるうちに衣つくへし　第五ふたつ月はの月
をかしいるしたまを　寿月
少将　夕白　菱　紫　皆八月ようせをて
おもてのやうにくまをしいるる
八月廿日あまりの月なれと大臣殿のとのゐんのやうを
時ならしかやうにみるへし
うちのおとゝ　源内さゑもん　あるつけを行さはやし
のかりの使ハうれしきをあるくやはれあるまるる
源氏物語　帚木　夕顔　若紫　末摘花　紅葉賀　花宴　葵　賢木
うちて物語をかたらひ　寿月
うちのはしのうちのさをを

あるて法井うを　寿月　平生の服のうををあるはは井りはみる
をはるくうをうをうをき　菱の帯を源のやうにはるく
みはるはるう　少　女書の服を多のうをさを　軽服　寿月
少　白色のゆるしをたるる
れをれをまをふ　源の四位　あるはるはたちををしを
菱ハ白服をあるをあるをよをを
ゆるををあるをこををすさを　少　白色　白白　うきこを先
たりあるをさをを衣ををををををを殘しはを又をを
をををををを

[illegible]

[illegible]

普賢菩薩ハ法界ふ[illegible]

三昧と性[illegible]

薩埵　秘門

法師[illegible]

勝也[illegible]

又異[illegible]

[illegible]

[illegible]

法界三昧

普賢菩薩ハ法界三昧ハ普賢菩薩の德ハ天台五仏順悔云　侍教寺作　南無法

界三昧普賢相又大唐西院和尚礼拝ノ詞ニモ　法界三昧

普賢菩薩云々文句ニ云大論ニ称普薩ノ為大士ト亦云開士也

三昧と性[illegible]　秘門　[illegible]尊一聚合身普賢延命大頌

薩埵

法師[illegible]

勝也[illegible]

又異[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秋、元高国朝臣（法名常植）出家遁世、歌よむこと
[illegible]
多くひとりこもりゐたりけれども、[illegible]
[illegible]

二条院へ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]
近衛殿以北猪熊以東、廛屋トテ有女官入御、諸司、
儀兼日上卿着陣、公勘御禊、日時、定中剪駑、頭蔵人、
奏聞、式殿上、弁当日被進簡、五位蔵人為勅使、頭若、五位
蔵人兼日奉仰、令殿上人、詞之頭若、五位蔵人催遣、二三
車ノ牛、并、内侍典侍蔵人所前駑、次入御野宮一如入御
諸司、儀ノ上、

八月ノ諸司、入[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

殿堂ノ御[illegible]
諸司ノ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

秋、元[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文羽

人の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]院の
門の四方にけんそして[illegible]
やうに内侍　お坊ハまことの[illegible]
春天坊ハ大内よりまいり[illegible]
京極の[illegible]
[illegible]

心よりほかにワくしき
まいりのさぶらふも　[illegible]
私ゝ[illegible]
[illegible]

[illegible]ハ　[illegible]
[illegible]
野宮の[illegible]

[illegible]
[illegible]
秘月

延[illegible]元年[illegible]
[illegible]
[illegible]

畢　八月上旬ト定吉日、臨河祓禊、即入野宮、自迂入日至明年、
八月於此宮、九月上旬ト定吉日、臨河祓禊、参入於伊勢、
斎宮、今案斎宮ハ[illegible]三年ハ[illegible]
三度の[illegible]初斎院へ[illegible]
[illegible]
[illegible]

殿上人[illegible]
[illegible]
[illegible]

正月廿九日の条に
引上く初まる
四十九日のまつりを
ゝらるゝかな　源内侍
主典廻のまつり
内中将　三位に成のまつり
三位中将
文武天皇四年月日　大神宮市磨始　叙従二位
正暦元年十一月日　坂上田村麿　叙従二位元左中将是
三位中将始歟
源内侍
おハたれうへか　源内侍
はゝ　うえ殿と云四
かのいさゝいのこやゝ
未摘　源内侍
内中将の源をとゝ

秋の本ゝ
あ和いと祈
ふるゝ白を
見ハ未摘
方ゝ
秋ゝ
私ゝ云
ゝ
ける
又一説　上の内の内日
私ゝ云
ゝ
中将
中おの
冬ゝ八練ゝ
源ゝ

未摘　常陸宮
内中将
たゝ
ゝ
井日
大内山
未摘花
ゝ
ゝ
ゝ

文衣の事 紙色をうつす

私、文衣は四月朔日十月朔日なり

服者更衣の事

万葉四十二十二月御堂殿長元七年有御宇治、閑白有
文衣被著夏、裝束童服者夏々衣替例狩服文衣白論
経任卿、云服者夏々衣替文公卿并弁官兼為頭之
故、自余人不必著之
夏の服なりまい色入うすくなれ十月更衣時の服
を夏なる例可知
同父兄弟姉妹服共日服三月之物喪之此四月
私、云はのをとみるふ三位中将なるれい文衣をうつす
いこあり 雄 日記紀 雄くしさ 男ゝしきんを

三位中将のさ法

君はまつ入つまを
添をあをを
ををををををををを

法の事の色紙をうつす

文選 宋玉神女賦曰赤帝之季女名瑤姫未行而亡封
于巫山之臺所謂巫山之女高唐之姫且為行雲暮為行雨朝々暮々陽臺之下

有所嗜二首 劉夢得

庾令樓中初見時武昌春柳似腰支相逢相失西如夢
為雨為雲今不知
鄂渚濛々煙雨微女郎魂逐暮雲帰只應長在漢陽渡
化作鴛鴦一隻飛 劉禹錫婦人を化詩

劉禹錫婦人を化詩

法の事

法をよもすがらもちてるんれ執心の所をのぶ
中将の法をもちてくれ

ひもとくにつけてもいとあはれなり　五衣のひとへもいまさらに

衣のいとも袴ばかりなるふるまひもてなしなどいとあはれ

花の色の袴に中将のこまやかなるけはひ文姿

ともすこしなつかしくいまさらにもてなしなどいとあはれ

なるべしとのたまふ　十月

見ぬ人のためにすこしこまやかなる

源氏は美なるべきを三位中将の服色にてなほやつ

を濃くとりけりとなりけりといふ色なほ細とぞ

私に云物語なるべしとこそいふなれ

不審

私に云ふ不書八月に源氏は文衣を袴に色もいとこまや

かなるべきなるべしとぞ　ゆゑ

なるべしと云の袍を脱ぎてなりてなりてし

文衣は宣旨にて人もなりいとんや袴は文衣なり

脱ぎ捨ぬ人もなりなるべし

私に云ふ不書八月に袴も婦人は袴なり　八月

なほ袴は三位中将の次なり　いとなり

すくなくなるべし源は文衣なるべし　なほ

なるべしとぞ　なるべしとぞ

なるべし

十月　秘事　なりけり

袴は紅の袴と月毛例なり見たる下襲なりとぞ

なるべしとぞ

袴は白の袴なり本は長保三年三月一日定子皇女

（喪）は白の袴なり紫色の下襲なり

政変要略にこまやかなる細なるべし

中将なりとなるべし

秘　袴なるべしとぞ

○なるべしとぞ

源の頭しなるべしとぞ　なるべし

二首の詩の角に只今中納言別当

上の約束は遠長在漢陽成ともいつとなる

私に上に云ふ西白しくこそ

それを定なるべしとぞ

[illegible]

此詩而日之他人[illegible]

の本[illegible]

[illegible]

原

[illegible]

[illegible]

而白[illegible]

[illegible]

[illegible]

夕涼

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○秋寄人恋

必 萎のうへにかくれぬとまし[illegible]

[illegible] 必 源氏 四位

つきなきこゝろ[illegible]

[illegible]

[illegible]きくしてそ 橋の[illegible]

のなし 源氏 つきくしく

[illegible]

[illegible]

[illegible]

みるれこの　あまたあれども　はしりかき
川辺月　てもち手　こうしやと　読きまつ
いうしき本　葵　しるし
ちこひちて　はるの手ふ　きくいとまなき
いとみるかなて　さうしの　あるさと
ほかなる　さうし　源のうれたよいろ〳〵源を催し
つひて紀　みるの約　葵のまし
おこりはしさる　しらは源の　ものもはれるとくさはせ
とをあし見　源の　はしる
めるるるそいうこは　源の約　てはやふうきさし　世言
うしぐるうと
心なう紀人　葵の　おりんとてふ　都世　てさう
はんたにあいうこと　うちしんとはいりてんこと
命こうるる　秘手　しり　歌のさしあり
世を命　たんよるあ　九経　るとうつ百　ことはうち
失ものるる　あちしろうるる　みるうこと

山紅　こうつ
こうつてうるる　葵上　れるうつ　葵
らいはきるるは　をあるくきし
紫日記　上東門院の　上臺　紅
行きこしすうはまれし　みるもてみるもて
あてきしはれとこ　あてよ源の　紅　葵の
はうはる源とうの　あてと作るる
あるはをあこう　はるきはちいる紀
うるうるさみるるざ色の　紅
紅　黒　形者の　色
蓋中色は　科よ　大略　あいまるにざこと
てうしるうるる　みるう　鈴　ちと　葵の
まるる
世紀　ものはん人は　源の
おるるく人を　夕方

四月ばかりの
のこりなくいとやうやう
ちいさくなりてあるまゝ
私に云ふべきおもひ
ふかくてのみ
人々よりまゐりて
くるしきまゝに
うへにはのこる
ものなし
源氏の
あはれ
なるものかな
源氏
四十九日のけさ
源氏
駒
山吹
日
月の
ひまなくつゆ
りて
源氏
あはれ
なるものかな

物おもひのあまれる
人をつけ
かしふ
世
源氏の
こゝ
人々の
こゝ
こゝ
こゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

詩歌を真名文、うんかれたり

詩哥

鴛鴦瓦冷霜尤重　旧枕故衾誰与共　脅長恨歌文集廿十二

故衾とあるは和歌の事なるべし

私云古文真宝、西京雜記翠衾実〻〻白氏文集廿十二

唐本ハ引枕、処旧枕故衾誰与供　尤叶源氏ノ心

永正七三記之

○保

あるよるをいとかなしう所のあるかたにうちふしたるに

老をとこのいとかなしうしてものもとめていとあはれなるに

ものもとめていとあはれなるに

源氏ハ此ノ心ヲ

或物語ニ

やうのものあけ

ちらいとこも

かりそめにて来

ちくゑこうも

ものあるうり

もむへつかひ

うくまこころ

手あしもとて

うきんしい

とうつ　私ハあまりあはれにて無傷したる

無傷したるなるべし

あるれいなるなるもの

うのもやまもの

詩哥

源氏ハ此ノ心ヲ

ものもとめ

ものあるし

哀也世語ニ

こうし　平月

源氏ハ此ノ心ヲ

ものもとめ

ものあるし

哀也世語ニ

こうし　平月

ものもとめ

ものあるし

哀也世語ニ

こうし　平月

ものもとめ

ものあるし

哀也世語ニ

こうし　平月

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二条院御対

十月廿日の夜の御装束

かの紅葉のもとに

かの紅葉のもとに

ちいさき紅葉の枝

西の方にかくれたる

かの屋

ちかくて

見わたせば

へのほど

いまゝゝしく

ちりこゝろもとし

宋の帝、楽の御

二条院内の御対

うちやすらへ

のぼりくだり

あれ

くみ

おく

ところ

あれ

あやし

かの紅葉

見しこゝろ

そらにかの紅葉の

ちやうの

ちやうの

ちやうの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

日文子餅七種粉　大豆　小豆　大角豆　胡麻　栗　柿　糖

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]ハ此餅ニ[illegible]秘[illegible]

[illegible]餅ハ[illegible]秘本ニ一説ニ云ニ[illegible]餅

紫明抄ニ云ニ二日東餅ニ[illegible]紫[illegible]十[illegible]墨

餅ハ女の[illegible]数を調進[illegible]紫[illegible]十[illegible]墨

[illegible]ハ惟光いとりと尋ヤ[illegible]

[illegible]ハ惟光[illegible]

[illegible]ハ惟光[illegible]侍賢門院

[illegible]記 德寺左府記 紫檀箱 文永九 [illegible] 普通

[illegible]銀 小器ニ白色入餅の

[illegible]ニ日[illegible]

[illegible]銀[illegible]

[illegible]ハ十[illegible]

[illegible]十四[illegible]

[illegible]ニ十[illegible]

[illegible]

[illegible]一[illegible]

[illegible]

[illegible]

いにしへあるものの詠ぜしなるべし

人のさかりなるものもこの心ぞ　訓枕のいもも紫とそらいちく

おもはるる今は一ふしもてなしてこの月影ゆゑのうつしに

と文又思ひのまゝにまれと我ぬしの詠ぜしなるべし

東うしてもてきいまてう　惟光の母ひとりのみおもひ

おもひしてわすれんとすれども　私云惟光の母つゝしみて

もちゐる弁　少弁が細工のつゝしみ　私云惟光の母つゝしみて

このたゝこの出さる　弁が細工のつゝしみ　私云惟光のつゝしみ

香臺匣　香形の旨　香臺匣はこまれる調度諸香入れ

器し　風土記に曰以下畧之

一説に曰香形の旨し普通のものし併是ぞ古いさきれ

あり或は鏡箱或は白形箱或は薫物箱ぞ等也

粉は白形し見あを箱ぞ細しるふるて手箱の一名と

香形の箱と云ふ

云ふ所枕ふるよ

惟光の弁ふいきする

あるこうこの形ふるあと　私一説にあるこ有りまもも

人しるもれすなと云ふ　年月

閑云惟光の弁ふを思ふ　弁は今ものもちる

ものもあるとと　弁の朝　必ずもやし年月

あしかるすを　弁の

まもしいはは　いまはもを切くさうも

こうむ説をも一説あり　ふるふを

お動しる但いまは行れ　いまはもをへし

ものもあるもしるまの本や惟光のう

ものもの　閑云ふうまもれもを弁

惟光の陸てう幼し

又或形ものもものを行こは弁の惟光の母

ものもさやはものもとを　あるはものもはものもとう

あるものもしるものもの　つきんて

ものもまいを　弁光の

浮世紫よはいしをしこきの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

紫ハ彩花の花[illegible]

[illegible]

[illegible]日も又今[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

女房がたり

礼記ものに男女桃架を用うるとあるは麥乃祝日
なる事のこゝろにて別に[illegible]
[illegible]

或物語に衣架はあてまし桃架ばかりとつゝきて
障子のやうにしてこの[illegible]
きまりよりあるなり

毋初めれば麥乃節句 毎初めれば麥乃節句
毋[illegible]

[illegible]

来たるまでしばらくまいる
[illegible]

[illegible]

[illegible]

今日源の内侍より人々さうし
所望しきこえ
まうさせたまへる　源の内侍　より　ゆき
ゆきかへりしと百年にまなんとすると学う時
世にかかる物の心をのこしたる
まうのうしろめたうもうれしくもあるべきことなり
えみしこそ　秘よりかくすべきこと
変りすんなる
あまき年月をかさねてかかる物をみるにつけても
数多年いかばかりかは
さうらふらん
えこそ思ひのこすことなれ
とたまへ　あるべき
長傷ありてうたがはしきもいとあるべし
んよりまうらん　年月
のうらうらしくなりてかかる人のこうまきてかい英のうへ
源の内侍
あるべきことにこそ
けりとは不及
まうさせたまへる　まうさせ地し
或物にこそ
ひとくもつくりてはべる
なる人を源とよたうまうさせたん
まうさせたまへる
羽をあひ
なるべし